



## ～節税と脱税、租税回避のちがい～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー  
村尾 法生



「脱税」や「節税」という言葉はご存じだと思います。また、「申告漏れ」や「所得隠し」という言葉もよく耳にするのではないのでしょうか。「租税回避」という言葉は聞いたことがあるでしょうか。節税と脱税と租税回避の目的は、すべて同じです。その共通の目的は納める税金を減らすことです。しかし、この納める税金を減らすという目的を達するでの道のりが、節税と脱税と租税回避では大きく異なってきます。

### 1. 脱税とは

脱税とは、税金が課税される要件があるにも関わらず、これを故意に隠して、課税を不法に免れようとする行為のことです。例えば、売上をわざと除外したり、架空の経費を計上したりして、所得を圧縮するのは脱税となります。「申告漏れ」や「所得隠し」と脱税という言葉の明確な定義はありませんが、一般的には次のように区分されます。

**申告漏れ** : 計算の誤りなど意図的な税金逃れではないもの  
**所得隠し** : 仮装・隠ぺいを行ったと判断されたもの  
**脱税** : 所得隠しよりも悪質なもの

### 2. 節税とは

節税とは、税法が予定している範囲で税負担を減少しようという行為のことです。例えば、必要経費を適切に計上して課税所得を圧縮したり、税額控除などを利用して税額を少なくすることは、税法によって認められた行為です。違法な脱税とはちがい合法であり、節税は適切に積極的にしていくべきものだと考えます。

### 3. 租税回避とは

租税回避とは、税法が想定していない形式で税負担を減少させようとする行為です。脱税が、課税される要件がありながらこれを隠す行為であるのに対し、租税回避は課税要件をくぐり抜けるためだけに、通常ではありえない不自然で不合理な取引形態をとることを言います。つまり、法の抜け穴を突いて、課税を逃れようとする行為を言います。違法である脱税と合法である節税の中間に位置するようなものといえます。税金はあくまで「租税法律主義」であり、法律に定められてない税を徴収されることはないというのが大原則です。例えば、以前、海外居住者への国外財産の贈与が課税されなかった時代に、受贈者を海外に住ませた上で財産を贈与し、贈与税を免れた事案について、最高裁の判決では租税法律主義のもと、国の追徴課税処分を取り消されたという事案もありました。「租税回避を認めるなんて不公平でズルい!」と思うかもしれません。ですが法律に定められていないにも関わらず税を課されるとすれば、そちらの方が問題だといえます。

**ひと言でまとめるなら、「節税」はホワイト、「脱税」はブラック、「租税回避」はグレーとなります。**

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)  
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号  
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp